

報告の骨子

令和2年11月17日
高知県人事委員会

報告のポイント

月例給は、職員の給与が民間給与を下回っていることが認められたが、その較差(106円、0.03%)は極めて小さいため、改定なし

1 民間給与との比較

県内81事業所の2,904人の個人別給与を実地調査(調査完了率 86.2%)

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較(ラスパイレス方式)

民間給与(A)	職員(行政職)の給与(B) (平均年齢 42歳 2月)	較差(A) - (B) $((A-B) \div B \times 100)$
339,302円	339,196円	106円 (0.03%)

2 本年の給与に関する事項

職員の給与が民間給与を下回っているが、その較差は極めて小さなものであり、月例給の改定を行わないことが適当

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月28日報告)

民間の特別給の支給割合と職員の支給月数が均衡していることから、支給月数の改定を行わない

一般の職員の場合の支給月数(年間4.20月)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.825月	0.825月

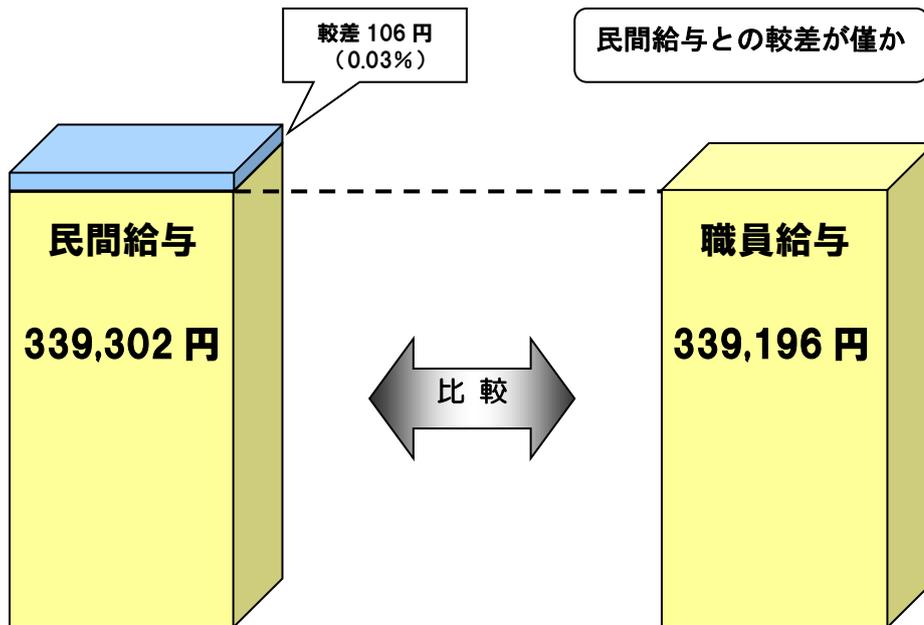
最近の給与勧告の状況

	月例給	特別給（ボーナス）		平均年間給与（行政職）	
	勧告率	年間支給月数	対前年増減	増減額	率
平成 11 年	0.27%	4.95 月	△0.30 月	△9.8 万円	△1.5%
平成 12 年	0.10%	4.75 月	△0.20 月	△7.3 万円	△1.1%
平成 13 年	0.05%	4.70 月	△0.05 月	△1.8 万円	△0.3%
平成 14 年	△2.07%	4.65 月	△0.05 月	△15.0 万円	△2.3%
平成 15 年	△1.09%	4.40 月	△0.25 月	△16.9 万円	△2.6%
平成 16 年	※給与水準の改定なし	4.40 月	※支給月数の改定なし	—	—
平成 17 年	△0.34%	4.45 月	0.05 月	△0.2 万円	△0.0%
平成 18 年	※給与水準の改定なし	4.45 月	※支給月数の改定なし	—	—
平成 19 年	0.15%	4.45 月	※支給月数の改定なし	0.7 万円	0.1%
平成 20 年	0.15%	4.45 月	※支給月数の改定なし	0.4 万円	0.1%
平成 21 年	△0.16%	4.10 月	△0.35 月	△14.7 万円	△2.4%
平成 22 年	△0.17%	3.90 月	△0.20 月	△8.6 万円	△1.4%
平成 23 年	※給与水準の改定なし	3.90 月	※支給月数の改定なし	—	—
平成 24 年	※給与水準の改定なし	3.85 月	△0.05 月	△1.9 万円	△0.3%
平成 25 年	※給与水準の改定なし	3.85 月	※支給月数の改定なし	—	—
平成 26 年	※給与水準の改定なし	3.95 月	0.10 月	3.7 万円	0.7%
平成 27 年	0.15%	3.95 月	※支給月数の改定なし	0.8 万円	0.2%
平成 28 年	※給与水準の改定なし	4.05 月	0.10 月	3.6 万円	0.6%
平成 29 年	0.17%	4.10 月	0.05 月	2.8 万円	0.5%
平成 30 年	0.15%	4.15 月	0.05 月	2.6 万円	0.5%
令和元年	0.12%	4.20 月	0.05 月	2.4 万円	0.4%
令和 2 年	※給与水準の改定なし	4.20 月	※支給月数の改定なし	—	—

民間給与との較差

本年は、県内の民間給与が職員の給与を上回っていましたが、その較差が僅かであったことから、給料表の改定を行わないこととしました。

本年は職員給与（給料表）の改定なし

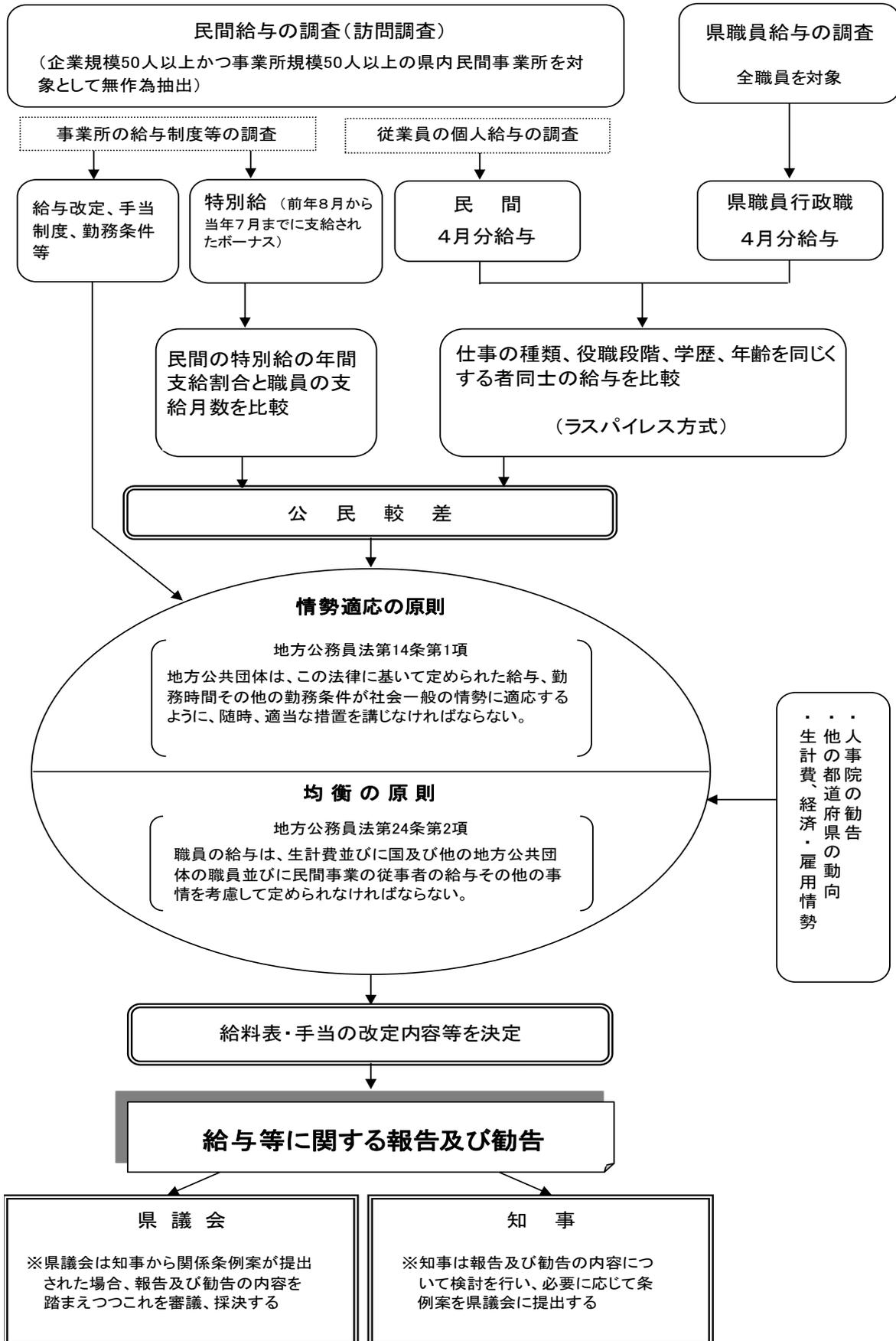


○職員の平均給与額の推移

給与	区分	高知県職員（行政職）					（参考）国家公務員（行政職（一））				
		令和2年	R2-H31	平成31年	H31-H30	平成30年	令和2年	R2-H31	平成31年	H31-H30	平成30年
平均給与		339,196	▲ 2,134	341,330	▲ 2,364	343,694	408,868	▲ 2,255	411,123	183	410,940
給与内訳	給料（俸給）	318,003	▲ 2,136	320,139	▲ 2,412	322,551	327,564	▲ 1,869	329,433	▲ 412	329,845
	諸手当	21,193	2	21,191	48	21,143	81,304	▲ 386	81,690	595	81,095
	扶養手当	7,488	▲ 491	7,979	▲ 129	8,108	9,613	▲ 446	10,059	▲ 370	10,429
	管理職手当 （俸給の特別調整額）	5,942	106	5,836	▲ 86	5,922	12,530	▲ 129	12,659	178	12,481
	地域手当等	742	▲ 43	785	4	781	43,534	▲ 6	43,540	478	43,062
	住居手当	6,265	492	5,773	204	5,569	6,427	306	6,121	228	5,893
	その他	756	▲ 62	818	55	763	9,200	▲ 111	9,311	81	9,230
平均年齢		42.2歳	▲ 0.3歳	42.5歳	▲ 0.3歳	42.8歳	43.2歳	▲ 0.2歳	43.4歳	▲ 0.1歳	43.5歳

- (注) 1 地域手当等には、異動保障による地域手当（県職員は支給なし）及び広域異動手当を含む。
 2 その他は、単身赴任手当（基礎額）、特地（へき地）勤務手当、本府省業務調整手当、寒冷地手当（県職員は該当地域なし）等である。
 3 地域手当等に含まれている広域異動手当及びその他に含まれている本府省業務調整手当は、国家公務員に固有の手当である。

給与等に関する報告及び勧告の手順

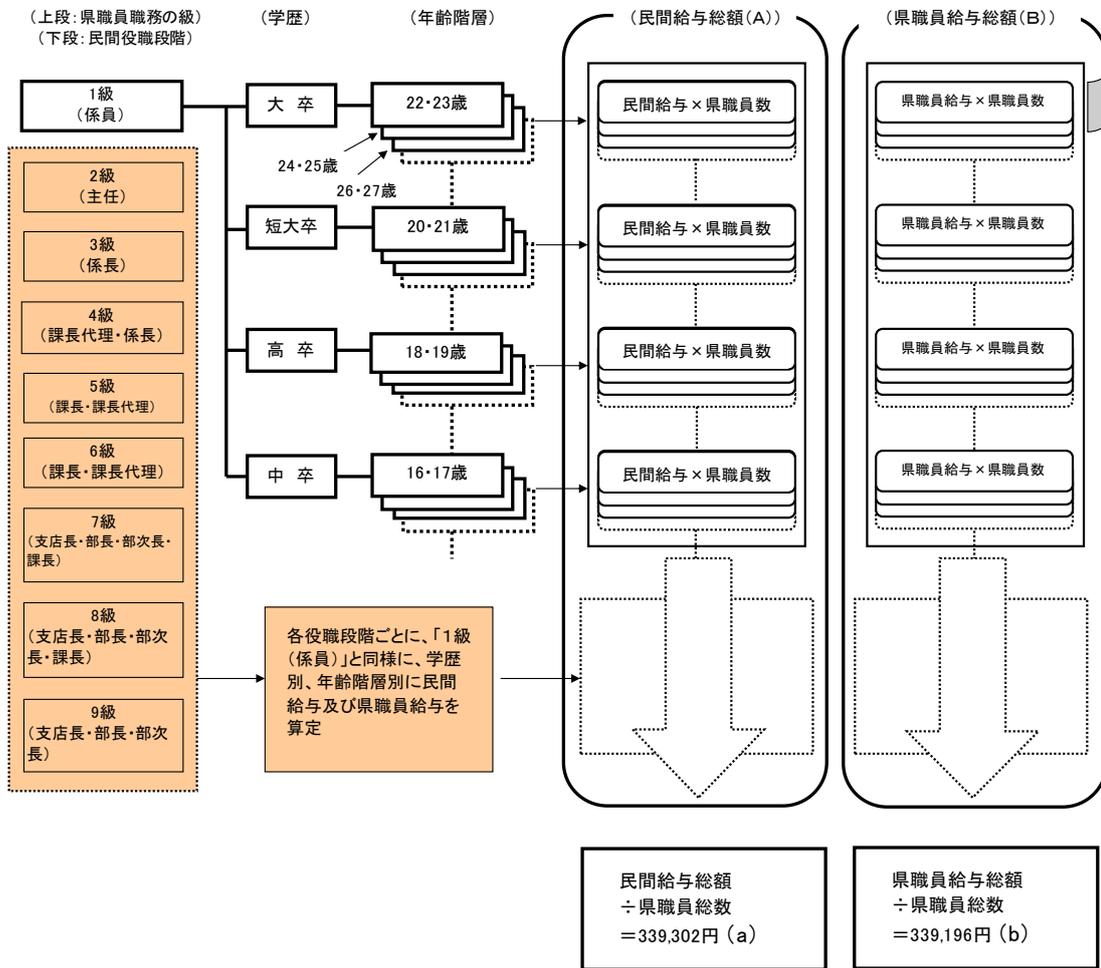


県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス方式^(※))

個々の県職員に民間の給与額を支給した場合に必要な金額(民間給与総額(A))が現在県職員に支払っている金額(県職員給与総額(B))に比べて、どの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、仕事の種類、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じにした民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた額を算出し、両者を比較しています。

職種、役職段階、学歴、年齢を同じにする者同士の平均給与額のそれぞれに県職員数を乗じて得た額の総額で比較しています。

民間給与 (事務・技術 係員)		県職員給与 (行政職 1級)	
大卒22・23歳 係員 平均給与 〇〇〇,〇〇〇円	×	大卒22・23歳 1級 平均給与 〇〇〇,〇〇〇円	×
大卒24・25歳 係員 平均給与 〇〇〇,〇〇〇円	×	大卒24・25歳 1級 平均給与 〇〇〇,〇〇〇円	×
大卒22・23歳 1級 県職員数		大卒22・23歳 1級 県職員数	
大卒24・25歳 1級 県職員数		大卒24・25歳 1級 県職員数	



本年の公民較差 (a) - (b) = 106円 (0.03%)

(※) ラスパイレス方式

公務員と民間企業では、それぞれ職種、役職段階の人的構成、年齢構成、学歴構成等が異なります。このように、異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における給与の単純平均を比較することは適当ではなく、給与の主な決定要素の条件(仕事の種類・責任の度合い・学歴・年齢)を合わせて、同種同等の者同士の給与を比較することが適当であるとされています。ラスパイレス方式は、この同種同等比較の原則にのっとり、公務員と民間の給与を正確に比較することができる方法と考えられています。